

農地を売買や貸借したい。また、転用するときは・・・

「農地法等の許可」が必要です！！

我が国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。将来に向けて食料の国内自給率を高めるためには、かけがえのない農地を守り、活かして行くことが重要です。

こうしたことから農地法等が改正され、平成21年12月15日に施行されました。

## 新しい農地法等はこうなりました！！

### 1. 農地の貸し借りがしやすくなりました！

- 農地を利用できるものの範囲が拡大されました！
- 市町村等の農地所有者に代わって農地の受け手を探す事業が創設されました！

### 2. 許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されました！

- 違反転用等をした場合の罰金額が大幅に引き上げられました！

事項	現 行	改 正
・違反転用の場合	3年以下の懲役または、 300万円以下の罰金 (法人の場合は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または、 300万円以下の罰金 (法人の場合は1億円以下の罰金)
・違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または、 30万円以下の罰金 (法人の場合は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人の場合は1億円以下の罰金)

### 3. 農地を相続したとき等は農業委員会へ届け出が必要になりました！

- 相続等によって農地の権利を取得した場合には、農業委員会へ届け出を行うことになりました！
- 自ら耕作できない場合等は、農業委員会、農業公社が貸し借り等のあっせんをします！

＝ 詳しくは、農業委員会へお問い合わせください！ ＝

農業委員会事務局

Tel:0287-23-8716 / Fax:0287-23-8287

[nougyou@city.ohawara.tochigi.jp](mailto:nougyou@city.ohawara.tochigi.jp)